

計画作成年度	令和4年度
計 画 主 体	野辺地町

野辺地町鳥獣被害防止計画

令和5年3月21日作成

<連絡先>

担 当 部 署 名 野辺地町 産業振興課
 所 在 地 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123-1
 電 話 番 号 0175-64-2111
 F A X 番 号 0175-64-7130
 メールアドレス hirotaka-t@town.noheji.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カワウ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、 イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、キツネ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	野辺地町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	こかぶ等	被 害 額：3.3 千円 被害面積：0.0008ha
ツキノワグマ	とうもろこし等	被 害 額：2.6 千円 被害面積：0.0008ha
ニホンザル	—	目撃はあるが、農作物被害の実態は把握できていない。
ハクビシン	こかぶ等	被 害 額：13.3 千円 被害面積：0.0031ha
計		被 害 額：19.2 千円 被害面積：0.0047ha

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

カラス	小規模な農作物被害が確認されている他、通学路付近に巣を作っているという通報があることから、対策を講じる必要がある。
カワウ	水産被害が確認されており、対策を講じる必要がある。
ツキノワグマ	馬門地区を中心に、自家消費用の作物を荒らしているといった情報が報告されており、付近の住民から不安の声が挙げられている。また、他地区でも、農作物被害の実態は確認できていないものの、目撃情報は数件あり、農林業への被害発生も懸念されるため、対策を講じる必要がある。
ニホンジカ	農林業被害等の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があり、今後、農林業への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
ニホンザル	農作物等被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があり、今後、農作物への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。

イノシシ	農林業被害等は確認できていないが、近隣市町村で目撃情報があり、今後、農林業への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
ハクビシン	近年明前地区付近において、ハクビシンと思われる個体の目撃情報があり、また令和元年度には農作物被害も確認されたため、対策を講じる必要がある。
アライグマ	農作物等被害の実態は確認できていないが、近隣市町村で目撃情報や生息痕跡があり、今後農作物への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
カラス	被害金額	3.3 千円	3.0 千円
	被害面積	0.0008ha	0.0005ha
ツキノワグマ	被害金額	2.6 千円	2.0 千円
	被害面積	0.0008ha	0.0005ha
ハクビシン	被害金額	13.3 千円	10.0 千円
	被害面積	0.0031ha	0.0020ha
合計	被害金額	19.2 千円	15.0 千円
	被害面積	0.0047ha	0.0030 ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラスについては、平成 27 年度に駆除、平成 30 年度に森林所有者へ枝払いの勧告を行った。 他の鳥獣についての実績はない。	ツキノワグマと思われる目撃情報が年々増加しており、今後の農作物等被害が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置については、被害区域が広範囲であることから実施していない。	防護柵の設置は、被害区域が広範囲である場合、設置及び維持管理にコストがかかる。
生息環境管理その他の取組	捕獲用罟等を購入し、農家への貸出、周知を実施	対象となる農家への貸出に限りがある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

野辺地町における令和2年度の被害金額は0万円、被害面積0haであった。
しかしながら、ハクビシンと思われる被害が相次いでおり、当町の特産品である葉つきこかぶにも被害にあっているため、生息状況の把握に努めるとともに、被害パトロールの実施を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町は、青森県猟友会横浜支部の協力により、農作物等被害を受けた農業者等からの要請により、農作物等被害の状況確認及び巡回を行い、有害鳥獣の捕獲を行う。

また、関係機関・団体と連携し、被害状況等の情報を共有する。

ツキノワグマ、ハクビシン、ニホンザル及びイノシシの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R3 (計画)	ツキノワグマ等	・ 聞取り等で被害状況を整理しながら、巡回ルートの設定
R4 (計画)	ツキノワグマ等	・ 聞取り等で被害状況を整理しながら、巡回ルートの設定
R5 (計画)	ハクビシン等	・ 聞取り等で被害状況を整理しながら、巡回ルートの設定

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

被害防止対策を強化するため、以下のとおり設定する。

①カラス

これまで捕獲実績はないが、農作物等被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

②カワウ

これまで捕獲実績はないが、漁業への被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

③ツキノワグマ

平成 28 年～平成 30 年度の捕獲実績は無かったが、目撃情報の増加、農作物の被害が確認されたこと、人的被害の発生が懸念されることから、出没時に捕獲を実施し、捕獲計画頭数を必要最小数とする。

④ニホンジカ

これまで捕獲実績はないが、地域への定着や農林業被害等を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑤ニホンザル

これまで農作物被害や捕獲実績はないが、過去に目撃情報が報告されるなど、人的被害、農作物等への被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

⑥イノシシ

これまで捕獲実績はないが、地域への定着や農林業被害等を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑦ハクビシン

これまで捕獲実績はないが、地域への定着や農作物等被害を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑧アライグマ

これまで捕獲実績はないが、地域への定着や農作物等被害を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5 年度（実績）	令和 6 年度	令和 7 年度
カラス	0	必要最小数	必要最小数
カワウ	0	必要最小数	必要最小数
ツキノワグマ	0	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	0	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンザル	0	必要最小数	必要最小数
イノシシ	0	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	0	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	0	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

捕獲等の取組内容
野辺地町鳥獣被害対策実施隊と情報を交換し、捕獲時期及び捕獲檻の設置場所等を協議し捕獲を行う。

（注） 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその内容
イノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事しているものによる捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項(該当なし)

対象地域	対象鳥獣
野辺地町	なし(権限移譲済み)

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
-	-	-	-

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。被害防止計画の期間に合わせて記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入

する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R4年度	ツキノワクマ等	聞取り等で被害状況を整理しながら、巡回ルートの設定
R5年度	ツキノワクマ等	聞取り等で被害状況を整理しながら、巡回ルートの設定
R6年度	ツキノワクマ等	聞取り等で被害状況を整理しながら、巡回ルートの設定

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

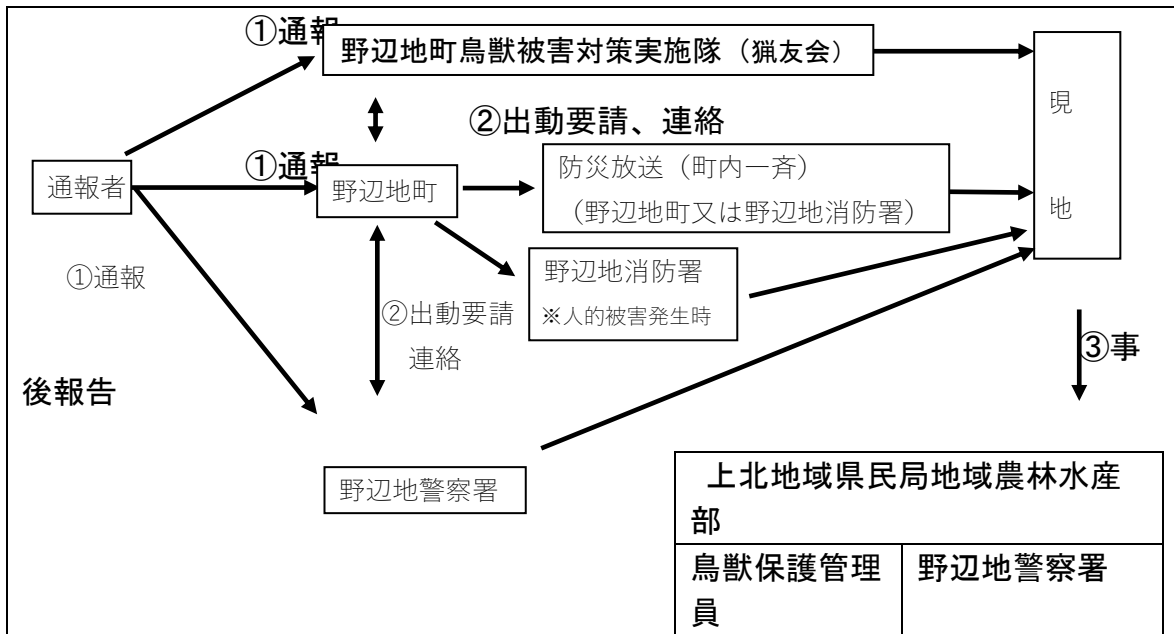
関係機関等の名称	役割
野辺地町 産業振興課 防災管財課	・ 猟友会、野辺地警察署への出動要請及び連絡 ・ 町内へ一斉に防災無線を通じて情報提供
野辺地警察署	・ 現場確認等 ・ 銃器等の取り扱い指導、助言等
野辺地消防署	・ 町内へ一斉に防災無線を通じて情報提供 ・ 人的被害発生時に対応する。
上北地域県民局地域農林水産部 (林業振興課、農業普及振興室)	・ 町と連携した対応
野辺地町鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会横浜支部)	・ 緊急捕獲の対応実施
鳥獣保護管理員	・ 鳥獣に関する指導及び助言

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分をした。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知した。

また、町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である弘前市等が廃棄物の排出者として適正に処理した。

（注）適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記6のとおり適切に処理する。 また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する（令和4年度実績なし）。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角	

製品、動物園等での と体給餌、学術研究 等)	
------------------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(利用がない場合の記載例) 捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。 また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	野辺地町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
野辺地町 産業振興課	- 被害防止対策の実施 - 野辺地警察署との連携 - 有害鳥獣捕獲業務の指導、助言
野辺地町 防災管財課	防災無線による情報提供
野辺地消防署	防災無線による情報提供
青森県上北地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室・林業振興課)	有害鳥獣捕獲の指導、助言
野辺地警察署	銃器等の取り扱い指導、助言
ゆうき青森農業協同組合 野辺地営農センター	農作物被害に関する情報収集
ゆうき青森農業協同組合 らくのう営農センター	農作物被害に関する情報収集
野辺地町漁業協同組合	水産物被害に関する情報収集
野辺地川漁業協同組合	水産物被害に関する情報収集

鳥獣保護管理員	・ 野生動物との共存に係る助言、指導
青森県猟友会横浜支部	・ 有害鳥獣捕獲業務の実施 ・ 農業者等による被害防止対策の指導、助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上北森林組合	・ 対象鳥獣の目撃や林業被害等に関する情報収集

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

野辺地町鳥獣被害対策実施隊は令和2年3月31日に設置した。 実施隊員は、青森県猟友会横浜町支部・野辺地町農林水産課に所属する職員で組織する。 別紙1 野辺地町鳥獣被害対策実施隊 体制図 参照

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害防止対策に関する研修会等に積極的に参加する。 また、近隣市町村との連携を強化し情報の共有や対策の検討を行う。

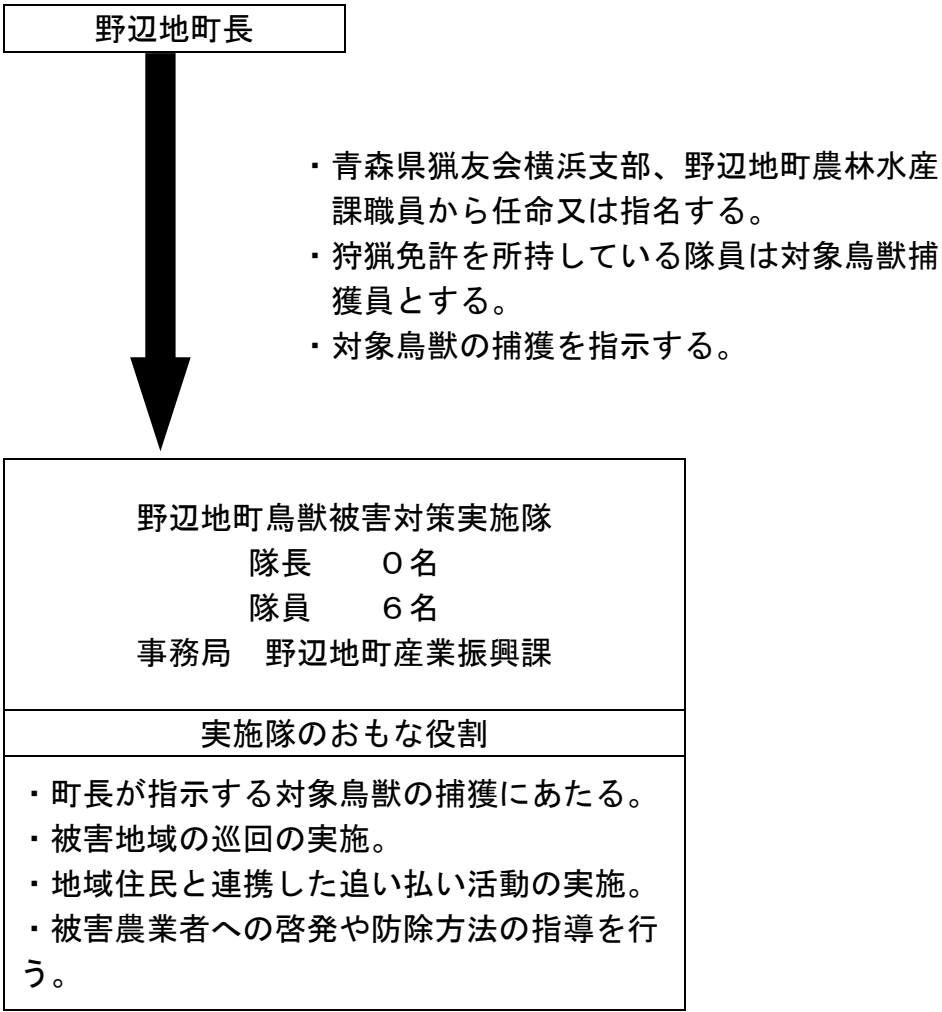
(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

野辺地町鳥獣被害対策実施隊 体制図



※人数は令和 4 年 5 月現在